



古賀市公営企業公告第14号

入札公告（工事）

令和6年度 古賀水再生センター中央監視制御設備ほか更新工事について、次のとおり入札後審査型条件付一般競争入札を行いますので、古賀市公営企業契約規程（平成31年公営企業管理規程第3号）により準用する古賀市財務規則（平成9年規則第20号）第94条第1項の規定に基づき公告します。

令和7年1月14日

古賀市長 田辺一城

1. 工事概要

- (1) 工事名 令和6年度 古賀水再生センター中央監視制御設備ほか更新工事
- (2) 工事場所 福岡県古賀市古賀1337番地3 古賀水再生センター内
- (3) 工事内容 中央監視制御設備更新工事 一式
No.3 送風機設備更新工事 一式
- (4) 契約日 落札者が決定した日から7日以内
(古賀市の休日を定める条例（平成元年条例第15号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除く。)
- (5) 工期 契約締結の日の翌日から令和9年3月19日まで
- (6) 予定価格 592,984,700円（消費税及び地方消費税を含む。）
- (7) 最低制限価格 設定する。（非公表）

2. 競争入札参加資格

本工事の入札に参加する者に必要な資格は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 経営規模に関する事項
 - ア 古賀市一般（指名）競争入札参加資格等に関する規程（平成9年4月告示第27号）第3条に規定する令和5・6年度一般（指名）競争入札参加資格者名簿に「電気」の登録があり、直近の総合評定値通知書における総合評定値が「電気」で1,300点以上であること。
 - イ 建設業法第3条第1項に規定する営業所を福岡県内に有すること。
- (2) 施工実績に関する事項
 - 平成26年4月1日以降に、下水道法（昭和33年法律第79号）に規定する終末処理場において、請負工事金額が1億円以上の電気設備工事（設置、改築に限る。）

を引き渡した実績（共同企業体による施工については、出資比率20%以上の工事に限る。）を有すること。

(3) 配置技術者に関する基準

次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事現場に配置できること。

- ア 主任技術者は電気工事業に係る資格要件を満たす者であること。監理技術者にとっては、監理技術者資格者証（電）を有する者であること。
- イ 開札の日において、引き続き3か月以上の雇用関係にある者であること。
- ウ 平成26年4月1日以降に、下水道法に規定する終末処理場において、請負工事金額が1億円以上の電気設備工事（設置、改築に限る。）を引き渡した実績（共同企業体による施工については、出資比率20%以上の工事に限る。）を有する者であること。

(4) 配置技術者の専任・常駐を要しない期間

当該工事に配置する技術者等の専任・常駐を要しない期間については以下のいずれかに該当する期間であること。

ただし、いずれかの場合においても、あらかじめ設計図書や打ち合わせ記録等の書面によって受発注者間で下記期間を明確にしておく必要がある。

- ア 契約締結後、現場に着手する（現場事務所の設置、資器材の搬入、仮設工事の開始等）までの期間
- イ 工事全体の施工を一時中止している期間。
- ウ 橋梁・ポンプ・ゲート・エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- エ 仮橋等の工事仮設物の貸借を含む契約において、当該仮設物の設置、撤去等の工事作業が行われていない期間
- オ 受注者からの完成通知書提出後から完成検査までの期間
- カ 上記のほか、工事現場において作業等が行われていない期間

(5) その他の事項

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項に規定する者に該当しないこと。
- イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、更正手続開始の決定若しくは再生計画許可の決定が入札書類提出締切日以前になされている場合はこの限りでない。
- ウ 本市から古賀市指名停止措置要綱（平成18年3月告示第40号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- エ 暴力団排除に関する特約条項第1項各号に該当しないこと。

3. 入札手続等

(1) 入札関連様式の配布

入札に関する書類（様式。以下「入札書類」という。）は、古賀市公式ホームページに掲載するので、ダウンロードすること。

なお、入札書類の郵送や窓口での配布は行わない。

(2) 設計図書等の配布

設計図書等については、古賀市公式ホームページに掲載するので、ダウンロードすること。

なお、設計図書等の郵送や窓口での配布は行わない。

4. 設計図書等に対する質問等

(1) 提出方法 本入札案件に参加を希望する者は、設計図書等についての質問の有無に関わらず、工事名、会社名及び質問内容（質問がない場合は、その旨。）を記載した質疑書をファックスにより提出すること。なお、質疑書原本は入札書類の封筒に同封すること。

(2) 提出期限 令和7年1月24日（金）17時まで

(3) 提出先 古賀市 建設産業部 上下水道課 下水道係

ファックス 092-941-4046

(4) 質問に対する回答方法 令和7年1月31日（金）17時までにメールまたはファックスにて回答する。

(5) 設計図書等の変更等 提供した設計図書等の内容に変更、追加、修正等が生じた場合は、当該内容をあわせて通知する。

5. 入札の方法

入札書類は、次のとおり作成し提出すること。

(1) 入札書類の作成要領

入札書等は、封筒に入れること。

封筒には、所定の「入札書」、「工事費内訳書」及び「質疑書原本」を入れて封印し、表面に「工事名」を黒で、「入札書及び工事費内訳書在中」を赤で記載し、裏面に入札参加者の名称、所在地、電話番号を記載すること。

郵便入札用封筒作成要領を必ず確認の上、作成すること。

(2) 入札書類の提出要領

ア 提出先 古賀市 総務部 管財課 契約係

（〒811-3192 福岡県古賀市駅東一丁目1番1号）

イ 提出方法 一般書留又は簡易書留郵便のいずれかの方法で、入札書類提出期限までに到着するよう郵送すること。

ウ 入札書類提出期限 令和7年2月10日（月）17時まで

(3) 入札書の日付は、令和7年2月12日（水）とする。

(4) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額

を入札書に記載された金額に加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 入札執行回数は、1回とする。

6. 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する場合の入札は無効とする。

- (1) 入札書が郵送以外により提出された場合
- (2) 入札書が入札書類提出期限より後に到着した場合
- (3) 入札書が一般書留又は簡易書留郵便以外の方法で郵送された場合
- (4) 一つの入札について同一の者が二通以上の封筒を郵送した場合（いずれの入札も無効）
- (5) 一つの送付用封筒に二つ以上の入札書を同封した場合（いずれの入札も無効）
- (6) すでに提出した入札書の訂正、差し替え、又は再提出がされた場合
- (7) 入札書、工事費内訳書のいずれかが不足した場合
- (8) 封筒及び入札書に入札件名等の必要事項が記載されていない場合
- (9) 封筒と入札書の記載内容が一致しない入札をした場合
- (10) 入札書の記載事項が不明な場合又は記名及び押印がない場合並びに金額を訂正した場合
- (11) 工事費内訳書と入札書の記載内容が一致しない入札をした場合
- (12) 質疑書提出期限までに質疑書の提出がない場合
- (13) この公告に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反した場合

7. 入札の辞退

入札者（質疑書を提出した者も含む）が入札を辞退する場合は、辞退届を開札日の前日（郵送の場合は必着）までに古賀市 総務部 管財課 契約係に提出するものとする。

8. 立会人

- (1) 入札者の中から2名を立会人として選定する。また、立会人は、開札日を同じくする入札が複数ある場合、複数の入札の立会人を兼務するものとし、その場合、兼務になつた入札の参加者からは立会人は選定しないものとする。
- (2) 前号の立会人となることを求められた者は、開札に立ち会うものとし、本人が立ち会うことができない場合は、代理人を立ち合せなければならない。
- (3) 開札の立会人は、社員証等雇用関係を確認できるものを提示しなければならない。代理人の場合は、併せて委任状（開札立会人用）を提出しなければならない。
- (4) 立会人は、開札に立ち会う際に、開札立会人証明書に署名するものとする。
- (5) 立会人が2名に満たない場合は、当該入札事務に關係のない市職員を1人以上立ち合わせるものとする。

9. 開札

- (1) 日時 令和7年2月12日(水) 9時30分
- (2) 場所 古賀市役所第二庁舎2階 中会議室(福岡県古賀市駅東一丁目1番1号)
- (3) 傍聴は受け付けない。

10. 落札候補者の決定

- (1) 開札の結果、予定価格と最低制限価格の範囲内で一番低い金額で入札した者を落札候補者とする。
- (2) 落札候補者に対する候補者決定の連絡は、電話で行う。
- (3) 開札の結果、落札候補となるべき価格で同価格の入札をした者が2名以上あるときは落札候補決定を保留したうえで、あらためて当該同価格入札者に出席を求め、くじを引かせて落札候補者を決定するものとする。ただし、当該同価格入札者全員が、立会人に選任され現に立会いを行っている場合は、その場で当該立会人がくじを引くこととする。また、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札に関係の無い市職員にくじを引かせるものとする。
- (4) 落札候補者の決定後、当該落札候補者について競争入札参加資格確認審査を行うものとする。

11. 競争入札参加資格確認審査

- (1) 落札候補者は、競争入札参加資格確認審査に必要となる、下記の(2)に定める書類を提出しなければならない。
 - (2) 落札候補者が提出しなければならない書類
 - ア 入札後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書
 - イ 施工実績調書及びその履行を証明する書類
 - ウ 配置予定技術者調書及びその資格を証明する調書
 - エ 経営規模等評価結果通知書、総合評定値通知書
 - オ 誓約書及び役員名簿
 - カ その他市長が指示する書類
 - (3) 提出方法等
 - ア 提出先 古賀市 総務部 管財課 契約係
 - イ 提出期限 令和7年2月19日(水) 12時まで
 - ウ 提出方法 窓口への持参
 - エ 競争入札参加資格の確認は、競争入札参加資格確認書類が提出された日の翌日から起算して7日以内(市の休日を除く。)に行うものとする。
ただし、競争入札参加資格の確認に疑義等が生じた場合は、この限りでない。
 - オ 落札候補者が提出期限内に上記の(2)に定める競争入札参加資格確認書類を提出しないとき、又は落札候補者が競争入札参加資格確認審査のために入札執行者が行う指示に応じないときは、当該落札候補者が行った入札は無効とする。
 - (4) 落札候補者の提出した書類に基づき、落札候補者に係る競争入札参加資格の審査を行

う。

12. 落札の決定等

- (1) 競争入札参加資格確認審査の結果により、落札候補者の取扱いは次のいずれかによるものとする。
- ア 当該落札候補者が競争入札参加資格を満たす者であることを確認した場合には、その者を落札者と決定し、落札者に対して当該決定を電話で連絡する。当該連絡を受けた落札者は、速やかに契約の手続を行う。
- イ 当該落札候補者が競争入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合には、その者の入札を無効とし、当該落札候補者に対してその旨を書面により通知するものとする。そして、予定価格と最低制限価格の範囲内で入札した他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を新たに落札候補者とし、11の競争入札参加資格の確認を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。
- (2) (1) イの通知を受けた者は、その理由について説明を求めることができる。この場合において、説明を求めようとする者は、通知を受けた日から起算して3日以内（市の休日を除く。）に、その旨を記載した書面を古賀市 総務部 管財課 契約係の窓口に持参しなければならない。

当該求めに対する回答は、説明を求めようとする者が、説明を求める旨の書面を窓口に持参した日から起算して3日以内（市の休日を除く。）に、書面により行うものとする。

13. 入札結果の公表

入札結果は、落札決定の日以降に古賀市公式ホームページに掲載する。また、市役所第一庁舎3階 管財課窓口で公表する。

14. 談合があった場合の対応

- (1) 開札前に談合情報が寄せられた場合でも、開札は当初の予定どおり行う。開札の結果談合情報どおりの者が抽選によらず第1位の候補者となった場合には、落札候補者の決定を保留し、公正取引委員会に通報するとともに、古賀市入札調査委員会を開催する。
- (2) 古賀市入札調査委員会の審議の結果、談合の事実が確認された場合は、当該入札は無効とする。ただし、談合の事実が確認されなくても、談合の疑いが強いと判断された場合は、当該入札を無効とする場合がある。入札が有効と判断された場合は、落札候補者に対し競争入札参加資格の確認審査を開始する。

15. その他

- (1) 現場説明会は、実施しない。
- (2) 入札保証金は、免除する。
- (3) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。銀行等の金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金とする。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合も同様とする。

- (4) 契約書は、要とする。
- (5) 支払条件として、前金払は有とする。
- (6) この入札において作成した書類等に係る費用は、入札者の負担とする。
- (7) 提出された書類は、本市において他の目的に無断で使用しない。
- (8) 提出された書類は、返還しない。
- (9) この公告によるもののほか、古賀市財務規則、入札心得書により入札を行う。

16. 問い合わせ先

- (1) 本工事についての問い合わせ

古賀市 建設産業部 上下水道課 下水道係

(〒811-3192 福岡県古賀市駅東一丁目1番1号)

電話 092-942-1118 (内線808)

ファックス 092-941-4046

- (2) 契約についての問い合わせ

古賀市 総務部 管財課 契約係

(〒811-3192 福岡県古賀市駅東一丁目1番1号)

電話 092-942-1114 (内線391・392)

ファックス 092-942-3758

ホームページ <http://www.city.koga.fukuoka.jp/>